

提供年月日	令和 4年 3月 28日
担当部課	都市建設部 都市計画課
担当者	川端
連絡先電話番号	077-587-6324 (2382)

野洲市景観計画改訂（案）・野洲市景観条例改正（案）等に係る
パブリックコメントの実施について

近年、野洲市において太陽光発電設備が多く見受けられることから、良好な景観を保全・形成するため、太陽光発電設備等の設置に係る行為の制限に関する事項を定めることとし、それに伴い、景観計画の改訂及び景観条例の改正を行うものです。

つきましては、下記のとおり市民の皆さんから景観計画の改訂（案）及び景観条例の改正（案）に対する意見を募集します。

なお、併せて、景観行政の一環として、屋外広告物の規制の見直しも進めており、それに伴う屋外広告物条例施行規則の改正（案）についても意見を募集することとします。

1. 意見募集期間

令和4年4月1日（金）～令和4年4月28日（木）

※各閲覧場所の執務時間内に限る。

2. 閲覧場所

都市計画課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも閲覧可能

3. 意見提出の方法

募集期間内に住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、ファクス、Eメール、又は持参のいずれかで提出

4. 意見の提出先・問い合わせ先

〒520-2395 野洲市小篠原 2100-1 野洲市役所 都市計画課

電話：077-587-6324 FAX：077-586-2176

Eメール：tosi@city.yasu.lg.jp

5. 意見等の公表

提出されたご意見は、計画（案）・改正（案）の参考にしますが、意見に対する個別回答は行いません。後日、意見に対する市の考え方をまとめ市ホームページで公表します。

<見直しの概要>

1. 景観計画改訂（案）・景観条例改正（案）

①見直しの背景

- 近年、市内において大規模な太陽光発電設備が多く見受けられる。
- 現在の本市の制度では、太陽光発電設備は景観法に基づく届出の対象とはなっていない。
- 今後、設置場所や規模、形態により景観に影響が生じる可能性がある。

②景観計画改訂（案）概要

- 届出対象行為については、重点地区では、一定の規模を超える太陽光発電設備等、一般地区では、大規模な太陽光発電設備等（高さが13m以上またはモジュール面積の合計が1,000㎡を超えるもの）の設置等とする。
- 形態、色彩、植栽等の景観形成基準を定める。

③景観条例改正（案）概要

大規模工作物の定義に太陽光発電設備を加える。

2. 屋外広告物条例施行規則改正（案）

①見直しの背景

- 本市の琵琶湖岸は第1種規制地域に指定しており、自家用広告物に対して総量規制（表示面積15㎡以下）を設けている。
- 都市計画マスタープランでは、琵琶湖岸周辺では、観光レクリエーション施設、商業施設等の誘導を図るとしている。
- 滋賀県が策定された「みどりとみずべの将来ビジョン」では、本市の湖辺域は賑わい創出に資する利用活用を促進するとされている。
- 広告物は賑わいの創出に不可欠な要素であることから、上記を踏まえ、商業や観光の振興と景観保全の両立を図る必要がある。

②改正（案）概要

- 広告物を掲出する敷地の面積が1,500㎡以上の場合には、以下のとおり総量規制（表示面積15㎡以下）を緩和する。
広告物の総和 $\leq 15 \text{ m}^2 \times A / 1,500 \text{ m}^2$ （A:敷地面積）
※1,500㎡未満の場合は1,500㎡。
- 上記に関わらず、自家用の野立広告物は、景観に特に影響を与えるものであり、その乱立を防ぐ必要性からも、緩和の対象とはしない。

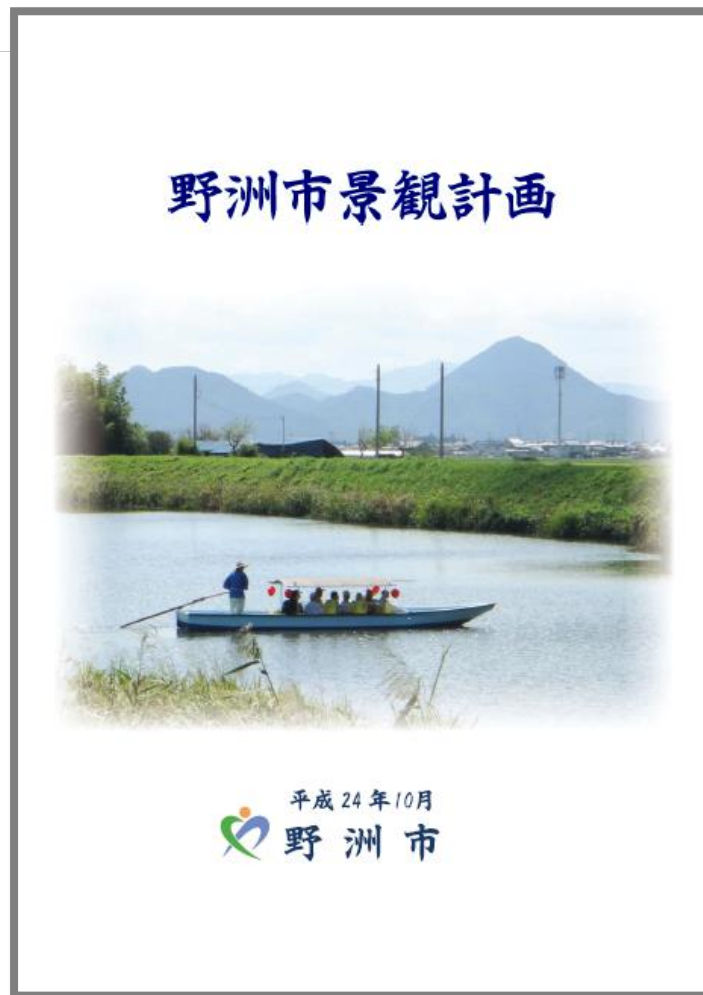
野洲市景観計画改訂 (案)について

野洲市都市建設部都市計画課

野洲市景観計画

○平成24年(2012年)10月策定。

○野洲市景観形成方針の、めざすべき景観の将来像を実現するため、景観形成基準などの具体的な景観施策を定めたもの。



経緯

平成23年

9月

野洲市景観形成方針 策定

平成24年

4月1日

野洲市景観条例 一部施行

6月1日

滋賀県景観行政団体へ移行

野洲市景観条例 全部施行

10月

野洲市景観計画 策定

※景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する

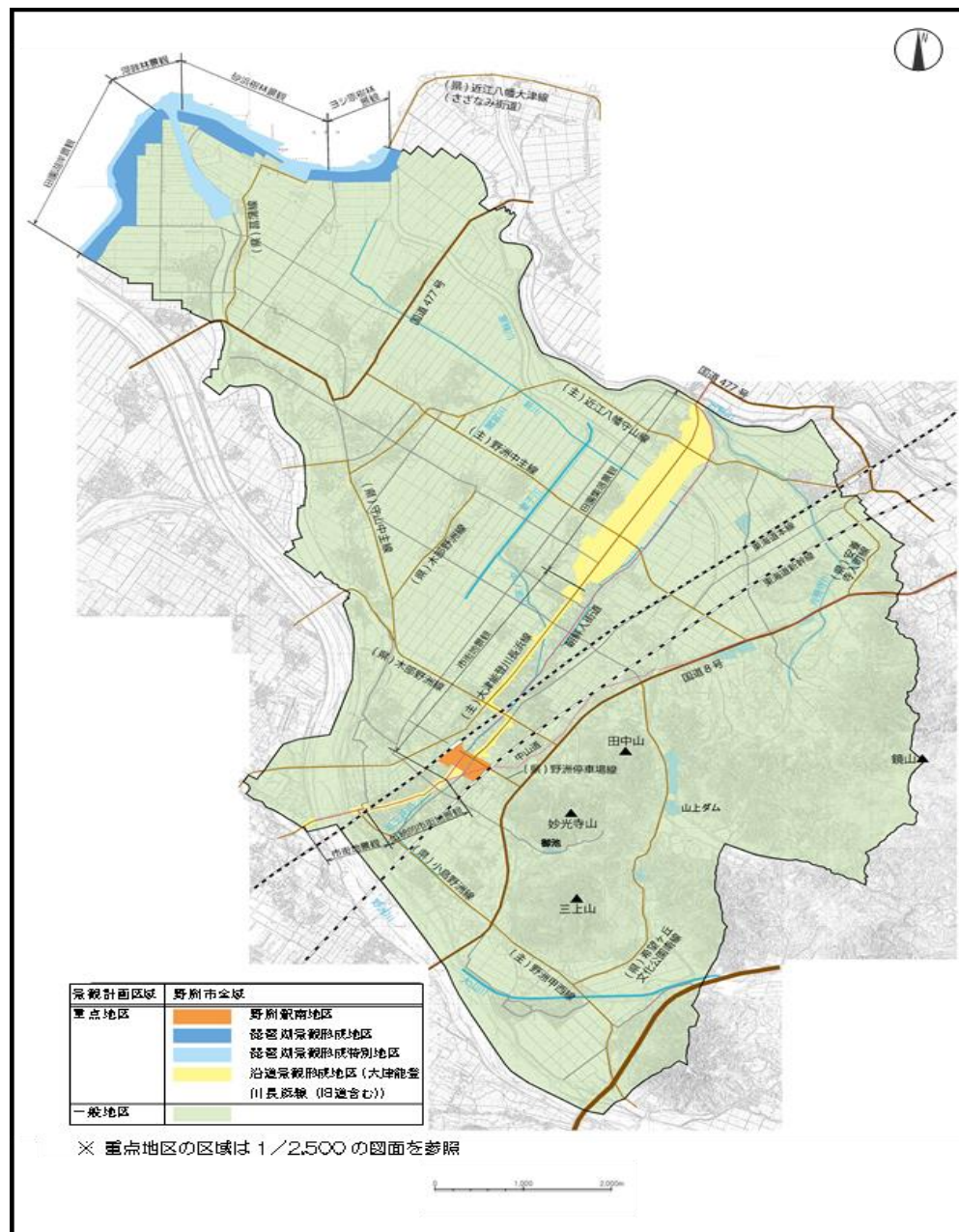
地方公共団体をいう。

景観計画概要図

重点地区

- 野洲駅南地区
- 琵琶湖景観形成地区
- 琵琶湖景観形成特別地区
- 沿道景観形成地区

一般地区



検討の背景

○近年野洲市内において大規模な太陽光発電施設が見受けられる。

○野洲市景観条例施行規則第3条において太陽光発電設備は工作物と位置付けておらず、景観法に基づく届出の対象外となっている。

○今後、設置場所や規模、形態により景観に影響が生じる可能性がある。

○近隣市において太陽光発電設備等の設置に係る届出制度及び景観形成基準が定められている。

見直しの方向性

○建築物・工作物に係る届出基準の(一部)追加

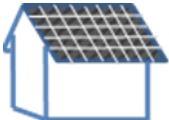

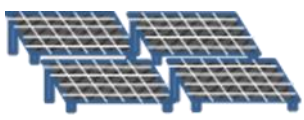

- … 太陽光発電設備等の設置について
《届出対象行為》

○建築物・工作物に係る景観形成基準の追加

- … 太陽光発電設備等の景観形成基準

○太陽光発電設備等の設置について《届出対象行為》

新たに追加する届出対象行為

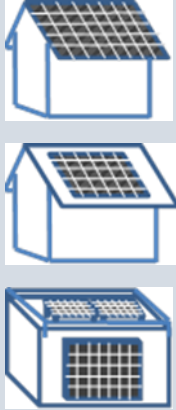
地区区分	届出対象行為			
	建築物(一体型)	建築物の付帯設備(別途設置)	工作物(平面型)	工作物(支柱型)
				
一般地区	届出不要		地上に設置された太陽光発電設備で、地上からパネルの上端までの高さが 13m 以上 または モジュール面積の合計が 1,000 m² を超える	
重点地区	建築物の新築、増築、改築時、屋根材または外壁材として、一体設置するものでモジュール面積の合計が 10 m² を超える	建築物に別途設置するもので、モジュール面積の合計が 10 m² を超える	地上に設置された太陽光発電設備で、地上から上端までの高さが 1.5m を超える または モジュール面積の合計が 100 m² を超える	地上に設置された太陽光発電設備で、地上から上端までの高さが 5m を超える または モジュール面積の合計が 100 m² を超える

※モジュール面積…太陽電池モジュール（太陽光パネル）または集熱器の面積

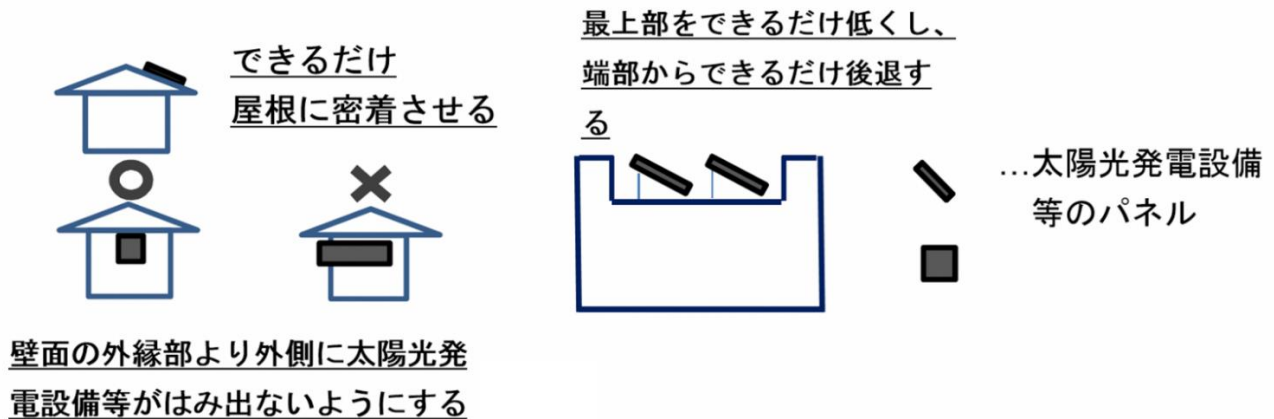
○太陽光発電設備等の景観形成基準

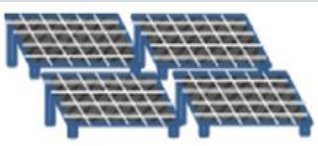
新たに追加する景観形成基準

重点地区・一般地区

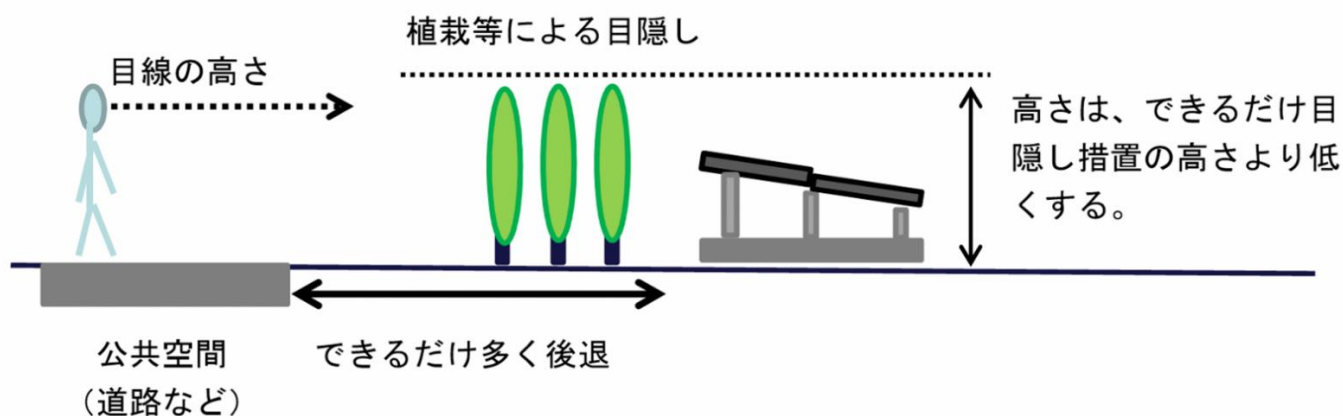
景観形成基準	
建築物（一体型・付帯設備） 	形態 ○太陽光発電設備等を勾配屋根に別途設置する場合は、太陽光発電設備等の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根に密着させること。 ○太陽光発電設備等を壁面に別途設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光発電設備等がはみ出ないようにすること。 ○太陽光発電設備等を陸屋根に別途設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、端部からできるだけ後退したものとする。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。
	意匠 ○太陽光発電設備等を屋根材または外壁材として一体で設置する場合は、その他の屋根材または外壁材の意匠について、周辺景観を含めて太陽光発電設備等との調和を考慮すること。 ○太陽光発電設備等を設置する場合においては、太陽光発電設備等が公共空間から望見しにくい形での設置に努めること。
	色彩 ○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。 (パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) ○太陽光設備等を外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光発電設備等および周辺景観と調和した色彩とすること。 ○太陽光発電設備等を設置した場合に、付属する配管等の設備は、建築物と一体とする、または建築物の色彩と調和したものとする。

【形態のイメージ】

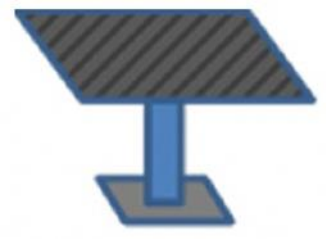


景観形成基準		
工作物(平面型) 	敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> ○道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 ○原則として、道路から2メートル以上後退すること。※※重点地区にのみ適用する。
	形態意匠	○できるだけすっきりとした形態および意匠とする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。(パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。) ○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。
	植栽等	<ul style="list-style-type: none"> ○平面型の太陽光発電設備等を設置する場合で周辺景観等に影響がある場合は、植栽等による目隠し措置を講じること。 ○平面型の太陽光発電設備等の最上部は、できるだけ目隠し措置の高さより低くすること。 ○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。
	樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 ○樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

【形態のイメージ (工作物 平面型)】



景観形成基準

<p>工作物(支柱型)</p> 	敷地内における位置	<p>○道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>○原則として、道路から2メートル以上後退すること。※</p> <p>※重点地区にのみ適用する。</p>
	形態意匠	<p>○できるだけすっきりとした形態および意匠とする。</p>
	色彩	<p>○太陽光発電設備等のパネルを設置する場合は、黒または濃紺もしくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。(パネルの色彩についてはマンセル表色系の基準を適用しない。)</p> <p>○太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩とすること。</p>
	植栽等	<p>○常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</p> <p>○植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>
	樹木等の保全措置	<p>○敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>○樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>

屋外広告物条例施行規則 改正(案)について

野洲市都市建設部都市計画課

見直しを行う基準

○ 第1種規制地域における許可基準の見直し

① 自家用広告物の総量規制について

② 自家用野立広告物の個別規制について

野洲市屋外広告物条例

○平成26年8月1日施行

○野洲市景観形成方針を踏まえ、市独自のまちなみを創出し、魅力ある良好な景観の誘導を図るため、広がりのある良好な景観の形成と自然豊かな景観保全に向けた規制となっている。



窓口など

- ◆屋外広告業の登録業者の名簿は滋賀県土木交通都市計画課のウェブサイトに掲載されています。
- ◆屋外広告業を営む場合は、遊覧県が屋外広告業の登録を行います。(大津市界内)
詳しくは、遊覧県土木交通都市計画課
(TEL 077-528-4184) までお問い合わせください。
- ◆申請書の様式及び発行書類一覧表については、野洲市のホームページからダウンロードできます。

野洲市屋外広告物条例のあらまし

野洲市屋外広告物条例を平成26年8月1日から施行します。

野洲市都市建設部 都市計画課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
TEL 077-587-6324 / FAX 077-586-2176
e-mail : tosi@city.yasu.lg.jp

野洲市

経緯

平成21年4月 滋賀県より屋外広告物事務処理権限の委譲を受けて、
「滋賀県屋外広告物条例」を適用し、許可事務を野洲
市で開始

平成24年6月 景観行政団体へ移行
・・・屋外広告物の基準について検討

平成26年6月 野洲市屋外広告物条例一部施行

平成26年8月 野洲市屋外広告物条例全面施行

※景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体をいう。

広告物の種類

■ 自家用広告物

自己の店名、商標、事業内容などを自己の住所、営業所、工場等に表示するもの

■ 非自家用広告物

自家用広告物に該当しないもの

案内図板

非自家用広告物のうち、地図や矢印等の案内内容が表示面積の40%以上を占めている広告物

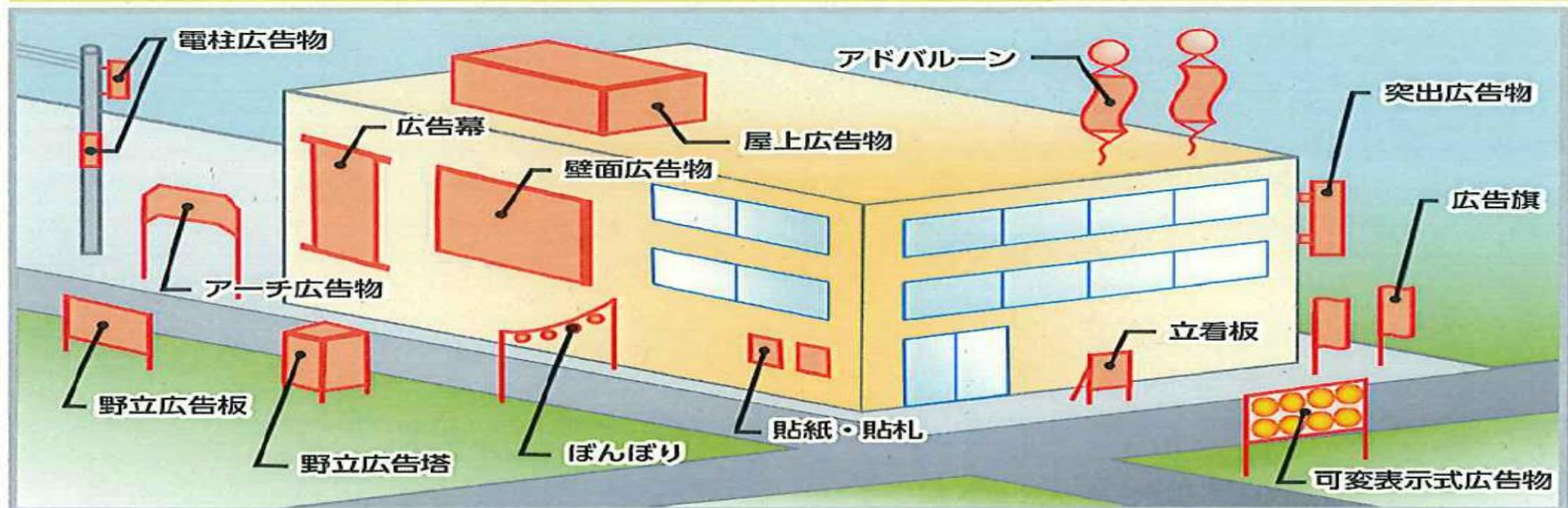


案内内容
40%以上

◆ 可変表示式広告物

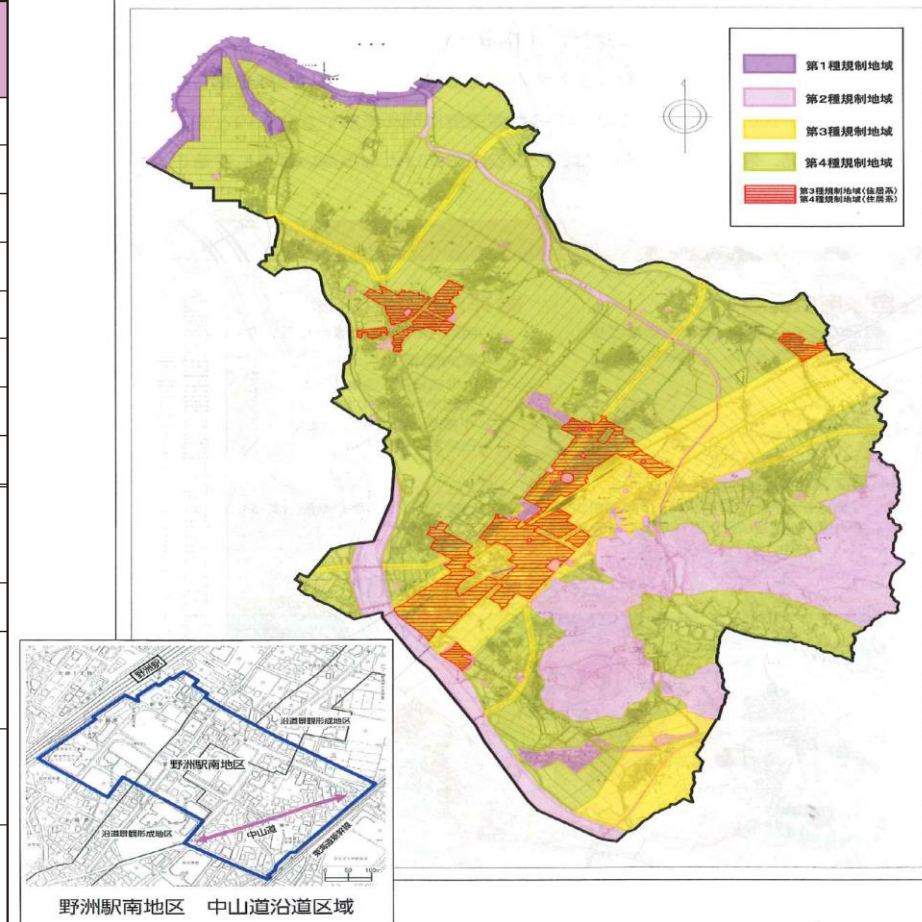
電気等を利用して自ら発光する広告物で、LED・液晶等でデジタル動画を表示するもの、また、電光掲示板並びに回転灯など照射する光が動くもの

広告物の分類



第1種規制地域

地域の種類		第1種規制地域	
自家用 広告物の 基準	総量規制		15㎡
	野立広告 板、塔	表示面の幅	幅：4.5m以下
		高さ	地上から10m以下
	壁面	面積	壁面の面積 × 1/4
		高さ等	壁面からはみ出さない
	突出	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官境界から1m以内
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
下端の高さ		【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	
非自家用 広告物の 基準	案内図板	面積	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり5㎡以下)
		高さ	4.5m以下(脚含む)
		同一広告主の 広告物に関する 相互間距離	500m以上
	電柱広告	巻付	下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下 内容は案内図板に限る
		袖付	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 表示面積：1.2㎡以下 内容は案内図板に限る



見直しの背景①

○本市の琵琶湖岸(市街化調整区域)は第1種規制地域に指定しており、自家用広告物に対して「総量規制15m²以下」という規制を設けている。

○しかし、湖岸沿いには商業施設・観光施設が一定数存在する。商業・観光業的な利用が想定される施設において、広告物は不可欠な存在であるが、規模に関わらず、一律15m²は公平なのかという課題がある。

○湖岸を有する他市においては、用途地域による自家用広告物の総量規制の除外規定や、市街化調整区域における緩和規定を設けている例があるが、本市においては除外・緩和規定を設けていない。

見直しの背景②

○野洲市都市計画マスタープランでは、琵琶湖湖岸周辺では、観光レクリエーション施設、商業施設等の誘導を図るとしている。

○「みどりとみずべの将来ビジョン」(滋賀県)においても、本市の湖辺域は賑わい創出に資する利用活用を促進すると示されている。

○上記を踏まえ、商業や観光の振興と景観保全の両立を図る必要がある。

見直し内容①

自家用広告物の総量規制について

○表示面積の合計は、15㎡以下とする。

○ただし敷地面積が1,500㎡以上の施設にあっては、緩和措置を設ける。

(1) 広告物の総和 $\leq 15 \text{ m}^2 \times A / 1,500 \text{ m}^2$ (A:敷地面積)

(2) 1,500㎡未満の場合は、1,500㎡で算定する。

見直し内容②

自家用野立広告物の個別規制について

○自家用野立広告物については現行の規定のまま、総量規制に緩和規定を設けてしまうと、緩和措置を受けた中で掲出できる面積合計の上限まで野立広告物を掲出することが可能となり、乱立する可能性がある。

(例)敷地面積10,000㎡ならば合計100㎡までの野立広告物の掲出が可能となる。

○野立広告物の乱立を防止する必要がある。



○自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても、表示面積の合計は15㎡以下とする。

地域別規制内容 第1種規制地域(案)

地域の種類 主な場所		第1種規制地域	
自家用 広告物の 基準	総量規制		15㎡※1
	野立広告板、塔	表示面の幅	幅:4.5m以下
		高さ	地上から10m以下
		面積合計	15㎡以下※2
	壁面	面積	壁面の面積×1/4
		高さ等	壁面からはみ出さない
	突出	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
		下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上
	屋上	高さ等	設置できません
可変式広告物		設置できません	
非自家用 広告物の 基準	野立 広告板	面積等	設置できません
		高さ	
	野立 広告塔	面積等	
		高さ	
	壁面	面積	
		高さ等	
	突出	突出幅	
		上端の高さ	
		下端の高さ	
	屋上	高さ等	
同一広告主の広告物に関する 相互間距離			
可変式広告物		設置できません	
案内図板	面積	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は一面あたり5㎡以下)	
	高さ	4.5m以下(脚含む)	
	同一広告主の 広告物に関する 相互間距離	500m以上	
電柱広告	巻付	下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下 内容は案内図板に限る	
	袖付	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 長さ：1.5m以下 突出幅：0.9m以下 表示面積：1.2㎡以下 内容は案内図板に限る	

※1 敷地面積が1,500㎡以上の施設にあたっては、総量規制に次の緩和を設ける。
 広告物の総和 $\leq 15\text{㎡} \times A / 1,500$ (A:敷地面積)ただし、1,500未満の場合は1,500㎡で算定する。

※2 自家用広告物の野立広告板、塔にあたっては、総量規制の緩和措置を受けたとしても表示面積の合計は15㎡以下とする。